

平成28年(ヨ)第8号 通行妨害禁止仮処分命令申立事件

債権者 長崎県

債務者 岩下すみ子 外18名

債務者ら第5主張書面

2017年(平成29年)3月1日

長崎地方裁判所佐世保支部 御中

債務者訴訟代理人弁護士 馬奈木 昭雄
外

第1 はじめに

債権者は、債務者らが平成28年7月25日から平成28年9月6日にかけて継続して、①本件土地上で債権者の職員らの前に立ちふさがり、道を空けるよう求められても移動せず、職員らの通行を妨害した、又は、②債権者の職員らによる妨害物の撤去作業を妨害した等と主張して、この行為によって債権者の「本件土地上を自由に通行する権利」を侵害し、今後も妨害のおそれがあると主張して、妨害行為の禁止を求めている。

しかし、①そもそも、債権者の指摘する人物(写真やDVDに写っている人物)が債務者らであることの疎明はできていない。

②仮に、DVDや写真に写っている人物が債権者が主張する人物と同一人物であったとしても、債務者らの「立ちふさがった」り「道を開けるように要求された」り、「ずっと通行を妨害した」りする状況は疎明されていない。

③極めて債務者らに不利に解釈するとしても(債権者の指摘する人物が債務者であり、かつ、同人物の行為が「立ちふさがる」行為や「通行の妨害行為」に該当するとしても)、債務者らの行為は客観的に合理的な事業の必要性の説明を求める正当な要請行動である以上、憲法の保障する表現の自由(憲法21条1項)の範囲内の行為として許容されるため、債権者の請求はいずれも理由がない。

以下、まず、本債務者らの「通行の妨害行為」の有無の判断枠組みについて述

べ、債務者らにつき「通行の妨害行為」が認められないことを述べる。また、これに関連して、債務者らの行為が表現の自由の範囲内として許容されることを述べる。

第2 本債務者らの「通行の妨害行為」の有無の判断枠組み

1 通行妨害禁止命令とは、命令を受けた人々の、その行動の自由を奪うものであるため、慎重な判断が要求される。したがって、債務者らの特定は、厳密に行わなければならない、万が一にも特定を誤り無関係な人物の行動を制限しないよう細心の注意が求められる。裁判所には、債権者の主張を安易に信用し簡易な疎明のみで債務者の特定がなされないよう切に求める。

本件では、債務者らが自分であると認めるもの以外は、債権者提出の写真やDVD画像上で人物を特定できるのか（疎明が足りているか）を、各人の個々の妨害行為ごとに厳密に判断していく必要があるが、債務者らが見る限り第3以下の認否・主張のとおり、その疎明はできていない。

2 仮に、DVDや写真に写っている人物が債権者が主張する人物と同一人物であったと認められたとしても、本件申立は通行妨害禁止仮処分であり、債権者は、「債権者及び債権者から委託を受けた者（以下単に「債権者ら」という。）が本件土地を通行しようとしたが、その通行を債務者らによって妨害された事実」を疎明する必要がある。単に「本件土地周辺に債務者らがいた」だけでは通行妨害には該当しない。「その通行を債務者らによって妨害された」とは、①債権者らが本件土地を通行しようとし、かつ、②その通行を債務者らが実力を用いて継続して妨害した場合をいう。

しかし、債権者が疎明資料として提出する写真及びDVD（甲12, 甲17, 甲18）を見ても、①債権者らが本件土地を通行しようとしたこと、及び②その通行を債務者らが実力を用いて継続して妨害したことの疎明はなされていないと言わざるをえない（詳細は第3記載のとおり）。

また、債権者は平成28年9月5日の妨害行為につき、通行を妨害されたとの主張ではなく、「本件門扉に取り付けられた妨害物を撤去する作業を行ったところ、…撤去作業を妨害した」と撤去作業の妨害を主張している。本申立てが通行妨害禁止仮処分であることからすると、「通行」妨害ではなく「妨害

物撤去」の妨害の主張は主張自体失当と言わざるを得ない。

- 3 最後に、極めて債務者らに不利に解釈するとしても（債権者の指摘する人物が債務者であり、かつ、同人物の行為が「立ちふさがる」行為や「通行の妨害行為」に該当するとしても）、債務者らの行為は客観的に合理的な事業の必要性の説明を求める正当な要請行動である以上、憲法の保障する表現の自由（憲法21条1項）の範囲内の行為として許容される。

すなわち、本件は、公権力である長崎県が、その事業の必要性について客観的に合理的な説明を求める県民の[t1]行動をことさらに歪曲化あるいは矮小化して「妨害行為」と称して仮処分申立てを行ったものである。債権者が写真やDVDで指摘する人物らの行動は、石木ダムという多額の税金を投入する公共事業の実施に関して、その必要性について客観的に合理的な説明がなされないまま工事が強行されることにつき反対の意思表示を行うものであり、なによりも、事業者たる県に対してダムの必要性について客観的に合理的な説明を求める説明要求行動である。これは、自らの意思を表明し他者に伝達するという点で表現の自由によって保護される行為であるうえ、本件は特に、自ら意思を表明して石木ダム事業という多額の税金を投入した県民市民の生活に大きな影響をもたらす事業の存続を左右する問題に関し、県政市政に影響力を持たせようとする点で、表現の自由の中でも参政権的側面を持つ民主主義の根幹にかかわる表現の自由の核心部分に含まれる権利である。

そして、表現の自由によって保護される以上、その行為は特に公権力との関係では原則として制限を受けることなく尊重されなければならない、一定の限度を超える限りにおいてきわめて限定的に制限されるものである。そのため、本件において通行の妨害行為に当たるか否かの判断は、極めて厳密に判断しなければならない。

人々の憲法上保障される権利を保護し、このような言いがかり的な仮処分命令申立により表現の自由に対する過度な制約および萎縮的效果を防ぐためにも、妨害行為の有無は、債権者の提出する証拠により行われる的確な疎明に基づいて、表現の自由によって保護される範囲を超えて通行の妨害行為があったか否かを厳密に判断されなければならない。

しかし、債権者は本件において複数の写真等の証拠は提出しているが、表現

の自由で保護される範囲を超えて通行の妨害行為があったことの的確な疎明はなされていない。

4 債権者の各債務者らに対する個別の妨害行為の主張に対する認否は第3で個別に述べる

第3 各債務者の行為に対する認否 以下、個人情報につき削除 (遠藤)

第4 妨害の意思、将来にわたる妨害のおそれについて

1 「妨害の意思」について

本件では、債務者らが、債権者が言うところの「通行妨害」行為に該当する行為を行ったことについて疎明がない。加えて、「妨害の意思」についての疎明もない。

- (1) 債務者の一部が、債権者が主張する行為の一部を行ったとして、その中には、客観的に妨害行為ととらえられない行為もある(例えばプラカードを持って立っている行為等)。

これが妨害行為となるためには、当該者が、客観的に妨害行為ととらえられる行為をしている者と意を通じて、妨害の意思を持って、当該行為(客観的には望外とは評価できない行為)をその時にしていることを、債権者は主張・立証しなければならない。

- (2) この点、債権者の申立書を読むと、以下のような記述が見えるだけである。

すなわち、申立書第1 1項(2)で「債務者らはいずれも道路建設に反対するものである」とし、かつ、債務者を①事業計画当初からの地権者の家族・親族、②いわゆる「一坪地主」、③その余の支援者、に分別する。

また同(3)で、貴庁平成26年(ヨ)第22号通行妨害禁止仮処分事件において仮処分決定がされたものを「債務者らの関係者16名」とひとくくりにしている。

そして、6項(1)において「債務者らは長年にわたって石木ダム工事に絶対反対の立場を一貫して貫いている」と記載する。

これらだけである。

(3) これは「債権者の買収行為に応じないものは、その家族も含めてすべて、当然に、本件事業を実力で阻止する意思があるものである」、「一坪地主になったものは、当然に、本件事業を実力で阻止する意思があるものである」、「本件事業に反対するものは、当然に、本件事業を実力で阻止する意思があるものである」ということを、当然の前提としている。

しかし地権者の家族はもとより、地権者自身が、「現在買収に応じていないこと」をもって、「当然に事業に反対している」と評価することはできない。ましてや「当然に実力で阻止する意思がある」とすることはできない。

もしかしたら、地権者やその家族、あるいは一坪地主や支援者の中には、過去に、外部に向かって、「実力で阻止する」旨の発言をした者がいるかもしれない。しかし、①発言した内容が真意に基づくとは限らない、②過去にその意思があったとしても現在もあるとは限らない、③発言者以外のものにその意思があるとは限らない、のであり、そのことは何の証明にもなっていない。

(4) 債権者が、債務者らをひとくくりにして、「全員が妨害する意思を持っていた」と主張するのであれば、そのことを、例えば「集会においてその旨の決議を満場一致でし、かつ債務者はすべて島外集会の参加者であった」などを、主張・立証しなければならない。

しかし債権者はそのようなことを主張・立証していない。それどころか、各債務者が、どういう根拠により、債権者自身が行った前記の三分類のどれに該当するかさえ主張していない。同様に、債務者各人が、22号事件で仮処分決定を受けた16名の誰とどういう関係があるかも主張していない。

(5) 以上から明らかであるが、債権者の主張は、要するに「自分が推進する事業に反対する輩は、絶対に認めない」という唯我独尊の偏見に満ちたものでしかない。さらに言えば、本件仮処分申請により、一般の市民を裁判に引き釣り込み、「恫喝」をすることにより、県民の行政に対する批判を封じようとする意思も見え隠れする。

したがって、少なくとも、かかる偏見に基づく根拠のない主張にだけでは、債務者らの憲法上もっとも重要な人権の一つである表現の自由を制約することは許されない。

裁判所におかれては、各債務者が、債権者主張の行動をしているかどうかに加えて、仮にその行動をしているとして、それが、いかなる事実をもとに、妨害の意思に基づく妨害行為であるか、について、各人・各行為一つ一つを、丁寧かつ慎重に判断していただく必要がある。そうすれば、債務者らにそのような意思がないこと、少なくとも債権者はそのことを主張・立証していないことに自ずと到達するはずである。

3 「将来にわたる妨害のおそれ」について

- (1) 以上のように、債権者は、①債務者各人が、債権者主張行為を行ったかどうか、②それが客観的な妨害行為に当たるかどうか、③それが妨害の意思のもとになされた行為であるかどうか、いずれについても疎明をしていない。

したがって、「将来の妨害」につき述べる必要はないと思うが、この点についての債権者の主張・立証もあまりにずさんであるので、会えて言及するが、債権者の「債務者らに将来の妨害が確実にある」とする理由は、ほとんどが新聞記事の記述であり、その記述を重視して、債務者全てをひとくくりに評価することは、前項の妨害の意思でも指摘したように、不合理である。

また、債権者は申立書 13 頁においてすべて「債務者らは」と主張するが、具体的に誰をさすものか、また、どの疎明資料に基づき主張しているのか不明である。したがって、次の点につき釈明を求める。

(2) 求釈明

- ア 申立書 13 頁において、「債務者らは『死んでもつくらせない』『道路もダムも造らせない』『ダム工事につながる道路工事は一切許さない』等の発言を繰り返している」と主張するが、ここで言う債務者らとは具体的に債務者番号何番の債務者か。また、同債権者が同発言を行ったことを疎明する資料はどれか。

また、各債務者全てがかかると言っているが発言をしていない場合、その発言が、他の債務者にどのような理由で、どのように関係するということなのか。

- (2) 同「債務者らは、力尽くでの工事妨害をあくまで貫くことを、多数回意思表示している」と主張するが、ここで言う債務者らとは具体的に債務者番号何番の債務者か。また、同債権者が同発言を行ったことを疎明する資料はどれ

か。

また、各債務者全てがかかる発言をしていない場合、その発言が、他の債務者にどのような理由で、どのように関係するというのか。

- 3 また、債権者は将来にわたる通行妨害のおそれがあると主張するが、債権者は債務者2番、3番、4番、5番、15番につき1回しか通行妨害の主張をしておらず、債務者1番、14番についてもわずか2回の通行妨害の主張がなされているに過ぎない。にもかかわらず、どうして、同人らが将来にわたって妨害するおそれがあると言えるのか。

第5 甲16の1, 2について

債務者らは、債権者の主張する通行妨害行為について甲16号証の2に認否反論を記載した。

なお、甲16の1については、その場にいたことを認める場合は○、その場にいたことを認めない場合は×、妨害行為を認める場合は○○と記載するように末尾に記載してある。しかし、その場にいたかどうかと、債務者の行為が妨害行為に該当するかどうかは全く別次元の議論であるから、その場にいたかどうかを一覧にしても意味がないと思われる。詳細は甲16の2に記載済である。したがって、甲16の1は作成しない。

第6 結語

前述のとおり、通行妨害禁止命令とは、命令を受けた人々の、その行動の自由を奪うものであるため、慎重な判断が要求されるものである。債務者の特定、通行妨害行為の有無・評価、表現の自由の範囲を逸脱するかを厳密に判断しなければならない。しかし、そもそも本件においては債権者の提出する疎明資料では的確な疎明が行われておらず認められない。よって、債権者の請求は却下されるべきである。

以上